

2026年3月12日

ジャパンネクスト証券株式会社

**株式交換に伴うPTS制度信用取引の取扱いについて(株式交換の日 2026年4月1日)**

株式交換に伴い完全子会社となる会社1社(表1)のPTS制度信用取引の取扱いについては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

**表1**

親会社 (a)	完全子会社となる会社 (b)		株式交換の 日	割当比率
		上場廃止日		
A R C H I O N(株) (543A) PTS貸借銘柄 (売買単位:100株)	日野自動車(株) (7205) PTS貸借銘柄 (売買単位:100株)	2026.3.30	2026.4.1	(b)株式1株 につき(a)株 式1株

**記**

**1. PTS制度信用取引の継続等について**

表1の完全子会社となる会社株式は、上場廃止日にPTS制度信用銘柄の選定を取り消されることとなりますが、PTS制度信用取引の未決済勘定については、株式交換の日からは、株式の交換対象となる会社(a)株式のPTS制度信用取引残高として継続することができます。

**2. 株式交換に伴うPTS制度信用取引の未決済勘定の調整について**

完全子会社となる会社株式に対して割り当てられる親会社の株式数が、表1のとおりであるため、株式交換の日の前日における完全子会社となる会社株式のPTS制度信用取引の未決済勘定については、その貸付株数(売付株数)及び買付担保株数(買付株数)並びに1株の原始約定価格の調整の必要はありません。

なお、株式移転期日以降の未決済勘定について、建玉数の調整を行わなくとも売買単位未満の端数が生じることはありませんので、念のため申し添えます。

**3. 応当日について**

完全子会社となる株式において、最終弁済申出期日である6か月目の応当日が、上場廃止日(3月30日)から3月31日までの間に到来する場合は、これを株式交換の日(4月1日)とします。

以上